

沖縄振興開発金融公庫がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成20年6月30日

「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月28日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）に基づき、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）における温室効果ガスの排出抑制等のための実施計画を以下のとおり定める。

一 目的

公庫が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置をとることにより、政府による地球温暖化対策の推進に資することを目的とする。

二 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、公庫（本店、東京本部及び中部・北部・宮古・八重山の各支店）において行うすべての事務及び事業とする。

三 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成24年度までの期間を対象とするものとし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

四 目標

本計画は、以下に定める措置を実行することにより、平成19年度を基準として、平成24年度までに公庫の事務及び事業に伴い直接的に排出される温室効果ガスの総排出量を概ね6%削減することを目標とする。

五 措置の内容

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく環境物品等の調達を適切に実施するとともに、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 低公害車の導入

公庫が保有する自動車20台については、国の基準を適合した車を導入しているところであり、今後もこれを維持するものとする。

また、今後の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

- ① アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジンの停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ② タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を引き続き実施していく。
- ③ カーエアコンの使用に当たっては、適切な温度設定となるよう留意する。
- ④ 自動車の利用に当たっては、積極的な相乗り乗車に努めるとともに、不要不急のタクシー利用を抑制する。

(3) 自転車の活用

近隣の行政機関への用務等、短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。あわせて、機器等の省エネルギーモードの適用等により、使用面での改善を図る。

(5) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋等の用紙類の年間使用量について、各店舗単位で把握し、公庫全体で削減を図る。
- ② 資料の作成に当たっては、極力簡素なものとするとともに、A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ③ 両面印刷・コピー、ページアップ印刷・コピーの徹底を図る。
- ④ 日常業務で使用する資料をはじめ、各種会議資料についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。
- ⑤ 個人保有の書類は極力削減し、係、スタッフ等共通の書類としてファイリング、又は電子情報として共有フォルダに保存する等保存資料の削減に努める。
- ⑥ 電子メールや公庫内LANの活用による供覧など、ペーパーレス化の徹底を図る。
- ⑦ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

紙類、文具類等の調達に当たっては、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、同方針の定めるところにより、グリーン購入法の適合基準を満たすことにとどまらず、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めてきているところであり、引き続きこれを実施していく。

(7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

- ① 冷蔵庫、空調機器及び業務用車両のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

実施可能な範囲で、環境負荷低減性の高い設備を導入し、適正な施設の運用管理を行う。

(2) 冷暖房の適正な温度管理

執務室及び会議室、エレベーターホール等の共用部分における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を徹底する。

(3) 太陽光発電の導入

政府の実行計画第4の2（8）及び「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方について」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、公庫における太陽光発電の導入を検討する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

- ① O A機器、家電製品については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、主電源による操作や恒常的に使用しないものはコンセントを抜くなどスイッチの適正管理を行い、エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 執務室及び会議室、エレベーターホール等の共用部分における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を徹底する。（再掲）
- ③ 空調設備の運転は、原則、勤務時間の終了をもって停止する。
- ④ 夏季における執務室での服装について、かりゆしウエアを着用するなど暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- ⑤ トイレ、廊下、階段、エレベーターホールの照明は、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を図る。また、昼休みは、執務室を含め、業務上特に照明が必要な箇所（顧客対応フロア等）を除き消灯を徹底する。
- ⑥ 外出等により長時間パソコン等のO A機器を使用しない場合の電源オフを徹底する。

- ⑦ 残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上に関係する要請への対応ともあいまって、ノー残業デーの徹底を図る。
- ⑧ 職員の福利厚生の上に関係する要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、残業の削減を図る。
- ⑨ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の励行を図る。

(2) ごみの分別

各フロアごとに分別回収ボックスを配置し、ごみの分別回収を行っており、引き続き実施していく。

(3) 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 紙の使用量の抑制を図る。(再掲)
- ③ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進めているところであり、引き続き実施する。
- ④ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

4 職員に対する情報提供等

- (1) 公庫内LANや掲示板等を通じて、職員に対し、環境に配慮した行動を啓発する。
- (2) 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会等への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- (3) 昼休みの一時消灯、パソコン等のOA機器の電源オフについて、定着がみられるまで呼びかけを行うとともに、実施状況を逐次確認する等、職員の節電意識の向上、徹底を図る。
- (4) 職員のみならず、公庫に常駐する業者や本店及び支店を訪問される顧客に対しても、公庫の地球温暖化対策に向けた取組への理解、協力を得られるよう努める。

六 実施状況の点検、公表

本計画の実施状況については、適宜、自主的に点検を行うとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。また、これらの取組状況はホームページで公表することとする。

沖縄振興開発金融公庫温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	平成19年度	平成24年度目標 (19年度比)
自動車の走行		t-CO2	56	
施設のエネルギー使用		t-CO2	1,199	
	電気	t-CO2	1,189	
	(電気使用量)	Kwh	2,163	
	(電気の排出係数)	t-CO2/kwh	※	
	電気以外	t-CO2	10	
合計		t-CO2	1,255	1,180 (△6%)

※本店及び支店：0.555、東京本部：0.339